

障害老人の日常生活度(寝たきり度)判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1、交通機関等を利用して外出する 2、隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1、介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2、外出の頻度は少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1、車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2、介助により車いすに移乗する
	ランク C	一日中ベッドで過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する 1、自力で寝返りをうつ 2、自力では寝返りもつたない

(平成3年11月18日 老健第102-2号 厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知)

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状、行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している	
II	日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる	
II a	家庭外でも上記IIの状態がみられる	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理等それまでできた事にミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたら物を口に入れる。物を拾い集める、徘徊、失禁、失語、大声、奇声をあげる、火の始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記のIIIの状態が見られる	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する周辺症状が継続する状態等

(平成18年3月31日老老発第0331001号厚生労働省老健局老人保健課長通知)

要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」についてより引用

Japan Coma Scale :JCS(3-3-9度方式)

I. 覚醒している

- 1、大体鮮明だが、今一つはっきりしない
- 2、時、人、場所がわからない(見当識障害)
- 3、名前、生年月日がいえない

III. 刺激しても覚醒しない

- 100、はらいのける動作をする
- 200、少し手足を動かしたり、顔をしかめる(除脳硬直を含む)
- 300、全く動かない

II. 刺激すると覚醒する※

- 10、呼びかけで容易に開眼する

動作(例:右手を握れ、離せ)を行うし言葉も出るが、間違いが多い。※※

- 20、痛み刺激で開眼する

簡単な命令に応じる。例えば離握手。※※

- 30、かろうじて開眼する

(附)R: 不穩

I: 糞尿失禁

A: 自発性喪失

(例) 100-I 20-R I

※刺激をやめると眠りこむ

※※開眼が不可能な場合